

## 令和3年度第2回知多市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 令和3年10月5日
- 2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室
- 3 開会日時 令和3年11月5日 午後1時33分
- 4 出席委員 (12名)

浅井 宏	宮脇 康悦
吉川 克美	尾之内 博規
山本 万寿男	大澤 九子
竹内 九二雄	竹内 敏信
渡辺 正敏	森本 眞金
松山 誠	松岡 祐治
- 5 欠席委員 近藤 雅範 森田 悟
- 6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	森下 剛
保険医療課長	竹内 芳美
保険医療課統括主任	塚本 華織
健康推進課統括主任	江端 亜紀子
税務課主任	北川 博康
- 7 会議に付した事件
  - (1) 諮問事項  
知多市国民健康保険税の税率の改定について
  - (2) 答申
  - (3) 報告事項  
第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価について
  - (4) その他

(11月5日 午後1時33分 開議)

進行者（保険医療課長）

それでは定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の竹内です。よろしくお願いいたします。

まもなく国民健康保険運営協議会を始めさせていただきますが、開会に先立ちまして、委員の交代について報告させていただきます。被用者保険等保険者代表の松浦次郎様が9月30日をもって委員を辞任され、10月1日から松山誠様に委員をお願いすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。なお、副会長につきましては5分程遅れるという連絡が入っていますのでよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料を、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。事務局に用意してありますので、お持ちでない方はお知らせください。

また、本日配付させていただきました資料は、本日の会議次第、令和3年度国民健康保険運営協議会委員名簿、委員からの質疑書、国民健康保険税額の見直しについて、未就学児に係る国民健康保険税均等割の減額について、出産育児一時金の金額の見直しについて、正誤表でございます。不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まだお見えになっていない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたのでただ今から令和3年度第2回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

では、はじめに会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長

皆様こんにちは。社会福祉協議会の渡辺でございます。本日はご多忙の中、定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。日頃は、知多市国民健康保険運営協議会に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられる国民皆保険の最後の砦となる大切な制度です。現在、国保を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に医療費は減少しているものの、高齢化の進展や医療の高度化により1人当たりの医療費は増加していく見込みであり、今後も厳しい国保財政が続くことが予想されます。令和3年度の予算においては、歳入の保険税は減少を見込む一方、歳出の国民健康保険事業費納付金は増加となっています。こうした財政状況の中、被保

険者が安心して医療サービスを受けられるよう、安定的に収入を確保する必要があります。

本日の会議では、10月1日に市長から諮問のありました、知多市国民健康保険税の税率の改定についてを、議題とするものでございます。皆様の貴重なご意見を賜り、十分な審議のうえで諮問案件に答えていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ただいまの出席委員は、11人です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

はじめに、知多市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定による、議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。宮脇康悦委員、尾之内博規委員の2名を指名します。よろしくお願い致します。

続きまして、本日の議題の審議方法について、皆様をお願いいたします。議題につきましては、事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いいたします。また、発言をされる場合は、お名前を述べてからお願いいたします。

なお、事前をお願いしてありました質問は、諮問案件に対する質問が3件、報告案件に対する質問が2件あります。事務局の説明の後、質問の要旨をお話ししていただき、それに対して事務局から答えさせていただきます。

それでは、議題の審議に移ります。知多市国民健康保険運営協議会規則第2条第2号の規定に基づいて、当運営協議会に対し10月1日付けで、市長から諮問がありました

知多市国民健康保険税の税率の改定についてを議題とし、審議に入ります。事務局から説明をしてください。

事務局（保険医療課統括主任）

初めに、本日配布させていただきました国民健康保険税額の見直しについてをご覧ください。税率改定の考え方として、参考にしていただけたらと思います。

まず、1 国民健康保険税の目的ですが、平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が市から県に変更となりました。このため、市町村が医療機関等に支払う医療費は、県から普通交付金として賄われるようになりました。その普通交付金の財源となる納付金を市が県に納めるために、市町村は国民健康保険税の賦課・徴収を行っています。

次に2 納付金の算定についてです。愛知県全体で保険税として集めるべき額を、市町村の被保険者数、世帯数、所得水準、医療費水準等に基づいて愛知県が市町村ごとに計算した額となります。

3 国民健康保険税として集めるべき額は、次の2ページの表が図式化したものになります。納付金に保健事業費等の経費を足した額から、公費や一般会計からの繰入金を除いた額が保険税として集めるべき額になります。歳入の一般会計繰入金のうち、法定繰入、保険税を減免した額、福祉医療波及分等以外の決算補填等目的の繰入金が赤字となるため、削減・解消していく必要があります。このため、他の繰入金や交付金等の公費の金額が変わらなければ、決算補填等目的の繰入金を減額するために国民健康保険税を増額する必要があります。

4 国民健康保険税の状況です。賦課区分は医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分で構成されています。介護分は40歳以上65歳未満の方に賦課されます。知多市は所得割、均等割、平等割を賦課する3方式を採用しており、均等割は1人当たり平等に賦課するもの、平等割は1世帯当たり平等に賦課するものです。所得の割合を増やすと所得がある被保険者の負担が増加し、均等割、平等割を増やすと被保険者全員の負担が増加します。

5 改定の方針ですが、本市は赤字削減・解消計画に基づき、令和2年度から1年おきに、1人当たり4千円程度の増額となるように改定します。3ページをご覧ください。令和2年度に税率改定した時の、税率と調定額を比較したものです。4千円程度の増額となるよう税率を改定し、決算では1人当たり調定額は5,540円の増額となりました。

6 国民健康保険を取り巻く情勢です。1つ目は、国は赤字解消計画により、赤字の解消を進めるように市町村に求めています。これは保険者努力支援制度の評価にも影響するものになります。2つ目は、将来的に県内保険税の統一を目標としているため更な

る赤字額の解消が求められます。3つ目は、令和3年度の税制改正による基礎控除の見直しと、令和4年、6年に年金改革で厚生年金の適用拡大が予定されているため国民健康保険の被保険者数の減少が見込まれること等の理由により、国民健康保険税収の減少が見込まれます。以上が、諮問に入る前の国民健康保険税についての説明になります。

それでは、諮問事項 知多市国民健康保険税の税率の改定についてをご説明いたします。事前に送付しました資料をご覧ください。諮問書の写しと別添資料になります。諮問は、令和3年10月1日付けで知多市長から知多市国民健康保険運営協議会会長に対してなされております。諮問書の別紙をお願いします。今回の改定では、国民健康保険税の税率の改定を行います。

1 改定の理由としましては、赤字削減・解消計画に基づき、一人当たり平均で4千円程度の増額となるように税率を改定し、7年程度の期間をかけて決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を削減・解消するものです。

2 改定の内容です。国民健康保険税は、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、及び介護納付金課税額分の3つで構成されています。このうち、基礎課税額分の所得割の率を0.15ポイント、後期高齢者支援金等課税額分と介護納付金課税額分について、所得割の率を0.10ポイント、均等割の金額をそれぞれ1,200円引き上げます。平等割については、改定は行いません。表の下の調定額は、今年度の当初課税データを用いて試算したもので、全体で約6,500万円の増額、一人当たり調定額は3,833円の増額となります。3 施行期日は、令和4年4月1日です。

次に、参考資料についてご説明いたします。参考資料1をお願いします。赤字削減・解消計画についてです。まず、赤字とは一般会計繰入金のうち、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金が該当します。

このたび、赤字削減・解消計画の変更を行いました。当初の計画は上の表です。平成28年度の決算額の赤字をベースとして平成30年度から令和12年までの13か年計画として作成しておりました。変更後の計画は、下の表になりまして、計画は令和6年度に赤字が解消する7か年計画です。

まず、計画の変更理由としましては、平成30年度から令和2年度の決算赤字額を反映することにより、予算ベースで作成した当初計画に比べ赤字残高が減少したことによるものです。赤字削減につながった要因としましては、令和2年度に税率改定による税収の増と、県繰入金等の増により歳入全体が増加したことと、一方で歳出は、納付金が令和元年度に比べ約1億1千万円の減少になったことです。また、前年度繰越金による繰入金の補正減により繰入額が令和元年度に比べて大きく減少したことがあげられます。さらに、収納対策を引き続き強化したことによる収納率の増加も要因の一つとなっています。今後も赤字を削減・解消していくために、1年おきに一人当たり平均4千円の増

額となるよう税率を改定していくと、令和6年度には赤字と定義されている決算補填等目的の法定外一般会計繰入金ゼロとなる計画となっており、令和4年度が2回目の税率改定年度です。

次に、参考資料2をお願いします。改定案の税率を試算した比較表です。令和3年度の当初課税データを用いて比較検討を行ったうち、6パターンの税率及び標準保険税率を記載しています。一人当たり平均で4千円程度の増額となるように、税率を変えています。表の一番左側が現行の率で、これを基準に比較を行っています。その隣の令和3年度標準保険税率は、愛知県が示している今年度の知多市の標準保険税率です。現行の率と令和3年度標準保険税率を比べていただきますと、1世帯ごとにかかる平等割はすでに標準保険税率を上回っています。このため平等割は現行のまま改定せずに、所得割と均等割を改定する案としました。増額の状況は、真ん中の表、調定額の比較の一番下にあります、一人当たり調定額の行をご覧ください。令和3年度標準保険税率では現行との差が8,355円となりますが、パターン1からパターン6では4千円前後となっています。また、一番下の表は、増減額別の世帯数を比較したものです。1世帯当たりの増加額に該当する世帯数を示しています。例えば、パターン3で改定すると網掛けしてある一番下の35,000円から39,999円増える世帯が1世帯、パターン4、5では11世帯であるということがわかります。このことにより、標準保険税率との比較をしつつ、増額の程度が穏やかとなった、パターン3の税率を採用したものです。

参考資料3をお願いします。モデルケースにおける税率改定の影響です。改定案では、一人当たり平均で3,833円の増額となりますが、世帯ごとの影響を試算したものです。上段のモデルケース1は、自営業で夫婦と子ども2人の4人世帯の場合です。資料に記載はありませんが、夫婦とも40歳以上で介護分も賦課となる設定です。下段のモデルケース2は、年金収入だけの65歳以上の夫婦2人世帯の場合です。平均的な厚生年金額である年金収入200万円の場合、年間で3,600円の増となります。

参考資料4をお願いします。近隣4市の税率状況となります。なお、この資料では、医療給付費分と表示してあるのは、基礎課税額分のことです。知多5市の税率等と一人当たり調定額の状況で、比較のため、右側に今回の改定案も記載しています。下段の表の本市の一人当たり調定額は、令和2年度実績では5市の中で2番目に低い額となっていますが、今回の改定案の調定額で比較しても低い方となっています。

参考資料5をお願いします。本市の税率の推移です。右側の課税限度額は、市の条例で定めた額と法定限度額を記載しています。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。事前に質疑書を提出されました委員、質

問の要旨を説明してください。

## 委員

参考資料1をご覧ください。質問は3点ございまして、令和2年度に税率改定を実施して、令和3年度も令和2年度の税率を引き継いでいますが、令和2年度の赤字の削減額が2億6千万円あるのに対して令和3年度の赤字額は増えているように見えます。この理由としては、恐らく新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の被保険者等の減免対策をされた絡みと思うのですがいかがでしょうか。2つ目は、同じ資料ですが、令和4年度の税率改定を実施した場合、令和5年度も税率を引き継ぐとすれば、令和5年度の削減額をゼロとしてありますが、税率を引き継いでいるので本来ですと令和5年度も削減額があつて然りと思われませんが、それをわざわざゼロとしている理由は、令和6年度の見通しが立ちにくいのでゼロとしている状況でしょうか。3つ目は、参考資料4の知多5市の調定額を他市と比較すると知多市の場合、後期高齢者支援金分と介護納付金分が高い状況です。知多市は高齢化が進んでいるとわかっているのですが、参考資料1で令和6年度に税率改定を予定されていますが、7年計画で行うと赤字がなくなるということで期待したいのは赤字削減・解消が見通せる絡みから、ある程度、税率推移を下げる予定なのか、やはり見通しが立たないので税率を上げるのか、お聞きしたいです。

## 議長

事務局に、3点の質問について答弁を求めます。

### 事務局（保険医療課統括主任）

塚本から説明させていただきます。1つ目の質問にお答えします。令和3年度の削減額が減少する要因は、いくつかございます。歳入では、国民健康保険税の税収が減ることです。原因としては、被保険者数が減少傾向にあること、収納率の減少が見込まれること、また税制改正の影響が挙げられます。このことに関連して委員のご指摘のとおり、令和3年度も新型コロナウイルス感染症に伴って離職された国保加入者の収入減少が引き続き想定されます。新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免申請は、収入が前年に比べて10分の3以上減少していることが条件の一つであるため、令和2年分収入から比べて、令和3年分の収入見込み額の差が少ない方は令和3年度の減免対象外となります。また、歳出では令和3年度は、医療費の増加傾向等に伴い、県に支払う納付金の金額が前年度に比べて増加していることが要因となります。これらのことから令和3年度は歳入が減り、歳出が増えるため、赤字の削減額が減少となると思われます。

続きまして、2つ目の質問にお答えします。令和5年度の削減額をゼロとしている理由ですが、令和5年度は税率改定がなく、先ほど説明させていただいた厚生年金の拡大

の影響に伴い、令和5年度には被保険者数の減による税収の減少により、令和5年度の赤字削減額はゼロとみなしております。なお、令和4年度と令和6年度の削減予定額は前の計画どおりとしています。この額の積算方法としましては、歳出である納付金の額の見込みが立たないため、税率改定を行う令和4年度、6年度は、被保険者数1万5,000人と仮定し、1人当たりの増額4千円と収納率95%を掛けた税収の増額分を削減予定額としています。

最後に3つ目の質問にお答えします。令和6年度の税率改定時の見通しですが、赤字削減・解消計画により、県から示される標準保険税率を参考に2年に1度税率改定を行う予定です。また、将来的には、国が県内保険税の統一を目標としています。令和3年度の愛知県の都道府県標準保険税率と比べても知多市は低い税率のため、今後の県の動き次第ですが、現在調定額が他の4市と比べると高い、後期分と介護分についても令和6年度に税率を下げるのではなく、維持又は上がる可能性が高いと現時点では推測しています。質問に対する回答は以上になります。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

はい。ちょっと期待した部分がありましたが、このような回答になるのかなという気もしていました。

議 長

県との統一も考えないといけないとのことで、知多半島の中では現在はまだ低いところにあるということで将来的にはまだ上げないと、ということですね。

委員からの質問がありましたが、その他委員の皆様、何か質問はございませんか。よろしいですか。

(質問等なし)

議 長

他に、ご質問も無いようですので、質疑を終了します。それでは、採決を行います。知多市国民健康保険税の税率の改定について、原案を了承することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員の挙手あり)

議 長

ありがとうございます。全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。ここで、ただ今了承しました諮問事項 知多市国民健康保険税の税率の改定についてに対する本運営協議会の答申書案を作成しますので、委員の皆様は、しばらく自席でお待ちください。

(議長・副会長・事務局は、会議室を出て、答申書案の調整)

議 長

お待たせいたしました。答申書案を取りまとめましたので、事務局は答申書案を配付してください。

(答申書案を配付)

議 長

答申書案が配付されましたので、事務局は答申書案を朗読してください。

事務局（保険医療課長）

(答申書案を朗読)

議 長

ただ今、事務局に朗読させました答申書案について、ご意見ご質問はありませんか。

(質問等なし)

議 長

ご異議が無いようですので、この案を当運営協議会の正式な答申といたします。一番上の（案）をお取りください。本答申書を市長に提出いたしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

(市長が入場)

議 長

市長がお見えになりましたので、答申を行います。

(議長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

## 市長

市長の宮島でございます。ただ今、渡辺会長から答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から慎重にご検討をいただき、誠にありがとうございました。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、10月17日をもって、愛知県独自の厳重警戒措置が解除となりました。知多市におきましては、最近では新規感染者が減ってきてまして9日間はゼロでございます。まだ第6波がいつくるかわからないという状況もございまして、3回目接種の準備をいたしております。年内12月にはまず、医療従事者の方に3回目を接種して、年が明けましたら前回接種していただきました市民の皆様方、高齢者の方々から順次3回目を無料で接種していただく予定であります。当初はワクチンの量が少ない中でできるだけ早く皆様にといいことがありまして、対象の範囲の方をあまり絞らず通知しましたので、コールセンターがなかなかつながらず大変ご迷惑をお掛けいたしました。今回はこういうことが無いように、対象の区分をしっかりと分けてスムーズに予約ができるよう配慮して、1人でも多く、1日でも早く接種していただけるように進めているところであります。これは、ワクチン接種の効果を始め市民の皆様一人ひとりが感染症対策に取り組み、感染しない、感染させないことを意識して行動していただいているおかげであると考えております。市民の皆様にはまだご不便を掛けることがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、国民健康保険ですが、愛知県に納める納付金算定の基となる国保の医療費においては、令和2年度の総額は大きく減少しました。これは、被保険者数の減少もありますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控える方が多かったことが要因の一つとして挙げられます。

一方で、高度医療の技術が発達し、皆さまに医療費の高い治療を受けていただくこともあるため、一人当たりの医療費は増加傾向が続いております。もちろん被保険者の皆様健康で長生きしていただくためには必要なことではございます。本市は、被保険者全体に占める前期高齢者の割合が他団体よりも高いことが特徴で、保険財政の安定という点で課題を抱えています。また、国からは、一般会計からの決算補填等目的の繰入金削減・解消するよう求められております。

こうした状況の中、納付金を賄うことのできる税収を確保していくため、国民健康保険税の税率の改定についてを諮問させていただきました。本日の答申に基づきまして、国民健康保険税の税率の改定に向け、市議会の12月定例会に条例改正案を提案してまいります。

今後は、県単位化に伴い、国民健康保険税の県統一化などの議論の動きも出てきます。財政運営の主体であります愛知県とともに安定した国保運営を進めるため、本市といたしましても、医療費の抑制を図り、負担の公平化と税収確保に努め、国民健康保険事業の健全化を図ってまいります。

最後になりますが、委員の皆様の熱心なご審議に深く感謝いたしますとともに、今後

とも、皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。本日は、誠にありがとうございました。

議 長

ただいまの市長のあいさつにもありましたが、本日の答申に基づいて、国民健康保険事業を推進されますようお願いいたします。市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

市 長

どうも皆様ありがとうございました。

(市長退席)

議 長

次に、(3)報告事項 第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

それでは事前に送付しました、知多市国民健康保険 第2期データヘルス計画 中間評価をご覧ください。こちらは案になります。表紙をめくっていただきまして、1ページ データヘルス計画の概要ですが、計画は平成30年度から令和5年度までの期間のものになります。PDCAサイクルによって今回の中間評価した結果を活かし、最終評価へつなげていくものになります。

2ページをご覧ください。データヘルス計画の基本目標は、1 健康寿命を延ばすこと、2 医療費等の適正化、そして3 国保加入者の健康力の向上です。実現に向けて医療関係者とも連携し進めているものです。続きまして、3ページ 中間評価の方法と考え方以降は健康推進課から説明させていただきます。

事務局（健康推進課統括主任）

それでは、中間評価の方法と考え方についてご説明いたします。今回の中間評価は、3ページにありますaからdの5つの判定区分に従って各個別事業について評価を行いました。後ろのページに綴ってありますA3の別紙 個別事業評価をご覧ください。最初に、事前に送付した資料に誤りがありました。申し訳ありませんが、本日お配りした正誤表と併せてご覧ください。別紙1ページの事業 No.1 特定健康診査の右側、アウ

トカム指標に誤りがあり、訂正させていただきました。申し訳ありませんでした。

それでは、別紙 個別事業評価の説明をさせていただきます。事業 No. 1 から 7 までの事業が 1 ページと 2 ページ、No. 8 から 15 までの事業が 3 ページと 4 ページにわたって記載してありますので、それぞれセットでご覧いただきますようお願いいたします。

初めに、別紙 1 ページをご覧ください。まず用語の説明からさせていただきます。アウトプット指標とは、事業の実施量を測る指標で、健康課題の解決に必要な事業が十分に実施されたのかをみるものです。次にアウトカム指標とは事業の成果を測る指標で、健康課題がどの程度解決されたかをみるものになります。これらの指標をそれぞれの年度ごとに記載し、第 2 期データヘルス計画の取り組み状況を a から d で評価判定しております。

2 ページをご覧ください。実績と評価判定を踏まえて、成功要因と未達成要因をそれぞれの事業ごとに記載し、今後の事業の方向性と最終目標値として見直し後の目標値を設定しています。全体でみて、判定区分が a の改善となったものは、アウトプット指標で 20 個中 9 個、アウトカム指標で 15 個中 5 個ですが、事業の成果が出ていないもの、指標の設定が十分にできていない事業があることが分かりました。

次に、別紙の前に綴ってあります、データヘルス計画中間評価の 4 ページにお戻りください。個別事業評価の結果を踏まえて、保健事業の方向性と 5 ページの実施計画を示しました。新型コロナウイルスの影響により、感染予防対策を講じながらの実施となりますが、新しい視点も取り入れながら、いずれも一つひとつの事業を確実に実施していきたいと思っております。以上で説明を終わります。

## 議 長

説明が終わりましたので質疑に入ります。この議題に対して、2 名の委員から、事前に質疑書をいただいております。それでは、初めに委員、質問の要旨を説明してください。

## 委 員

個別事業評価についてですが、令和 2 年度で評価判定が a になっているもの、先ほどの説明で改善している事業は、目標値を既にクリアしています。目標値をそのまま維持する事も良いと思うのですが、更なる目標値は設定できないものでしょうか。最終目標値もこのような目標値になるのでしょうか。実際に中身を見ていただきますと分かると思いますが、私が気になったのは次の 4 点になります。まず 2 の特定健診未受診者対策の受診勧奨通知者の受診率ですが、当初の目標値は 10%、令和 2 年度は 13.2% となっていますが見直し後の目標値も 10% 以上ということで既に目標をクリアされているのに

このままの目標値でしょうか。

次に、5の二次検査受診勧奨の利用勧奨者の受診率、これもaとなっており当初の目標値は20%、令和2年度は28%とクリアしている。このような状況で見直し後の目標値も20%のままですか。

次に、7のがん検診の女性の肺がん検診受診率ですが、目標値としては50%で、令和2年度としては56.9%でこれもクリアされている。最終目標値は当初の値のままですか。

最後に15の健康づくり普及啓発の広報掲載回数、これは当初の目標値は3回に対して令和2年度は毎月出されていたのだと思いますが12回となっています。評価が良いのですが、最終目標値は5回となぜ減らしてしまったのかなと気になります。見直しをされた方が良いのではないかと思います。

## 議 長

委員から質問がありました。事務局に、質問について答弁を求めます。

### 事務局（健康推進課統括主任）

健康推進課の江端がお答えします。今回の評価判定をもとに、担当者間で最終評価までの次の目標値について協議しました。ご質問いただいた項目の目標設定についてご説明いたします。

2の特定健診未受診者対策の受診勧奨通知者の受診率についてですが、ハガキの内容を変更したことにより、令和2年度は受診率が13.2%に上がりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、6月から9月に実施する健診受診を見合わせ、受診勧奨後の冬に健診を受けられる方が通常より多かったことも影響していると思われまます。そのため、当初設定した10%以上という指標が、通常の未受診者対策により達成できているのかを評価することが難しかったため、あえて目標値を変更せずに10%以上といたしました。

5の二次検査受診勧奨の受診率についてですが、この事業は特定保健指導に来られなかった方に対する事業となっております。本来は保健指導に来ていただくことを目指しているため、未利用者対策に力を入れていきたいと考え、この項目については現状維持としましたが、来所できない方に対しても、早期に受診につながるような取組は必要であると考えますので、目標値を再度検討させていただきたいと思ひます。

7のがん検診の女性の肺がん検診受診率についてですが、集団健診時に行う肺がん検診はバスで実施しております。手指消毒やバスに入れる人数の制限等できるかぎりの感染予防対策は行っておりますが、常時の換気が難しいこともあり、積極的に検診を勧奨することを控えざるを得ない状況となっております。今後コロナの状況がどのように変わっていくのかわからないこともあり、目標値を変更せずに、男性60%以上、女性50%以

上としましたが、こちらもこれまでの実績も踏まえて、目標値を再度検討したいと思います。

最後に、15の健康づくり普及啓発の広報掲載回数についてですが、健康に関する情報を令和2年度は12回掲載いたしました。広報の発行回数が今年度から月1回になり、掲載内容の見直し等により、今回の案としては掲載回数とともに内容をより充実させることを目指して目標値を5回としましたが、再度目標値を検討いたします。回答は以上になります。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

はい。

議 長

続いて、委員の方から質問の要旨を説明してください。

委 員

別紙の個別事業評価の1ページのNo.3の特定保健指導についてですが、評価判定がアウトプット・アウトカム共にC判定になっています。次ページを見ていただきますと、今後の事業の方向性として、実施日時・実施方法の検討と記載がありますが、具体的に来年度以降、何か考えていらっしゃるものがあれば教えていただきたいです。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（健康推進課統括主任）

健康推進課江端がお答えします。実施率を上げるために具体的な施策として1点目は、参加者の個別性を重視し、日時や場所を参加者の都合にあわせてできるだけ柔軟に対応していきたいと考えています。現在、集団で実施する健診結果説明会を初回面接の基本としておりますが、それ以外に今後はより個別実施に力を入れていきます。2点目はマンパワーの問題や各機関との調整が必要にはなるため、すぐに実施をすることは難しい内容になりますが、保健指導を健診当日に実施する初回面接の分割実施も今後検討していきます、より多くの方に保健指導を受けていただきたいと思いますと考えています。説明は以上です。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

はい。

議 長

他に、委員の皆様、何か質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

他にご意見等はないようでございます。

事務局（保険医療課長）

事務局として、貴重なご意見ありがとうございました。今回お配りしました正誤表の数値を訂正したうえで、今日いただいたご意見、更なる目標値を再検討した結果を反映させまして中間評価として作りたいと思っております。報告につきましては、2月に運営協議会を開催する予定でございますので、その時に改めて報告させていただきます。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、(3)第2期知多市国民健康保険データヘルス計画の中間評価についてを終了します。次に、(4)その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。続きまして本日配布しました、未就学児に係る国民健康保険税均等割の減額についてをご覧ください。1 改正の理由ですが、地方税法の一部改正により、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児に係る、均等割を減額するものです。

2 主な改正の内容は、未就学児に係る均等割、介護分以外の基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税分について、5割を公費が負担することにより減額する改正を行います。下の表は減額後に賦課される金額を載せたものです。

次に、もう一枚本日お配りしました、出産育児一時金の金額の見直しについてをご覧ください。

ください。1 改正の理由ですが、産科医療補償制度が見直され、令和4年1月1日以降、妊産婦が1分娩につき医療機関に支払う当該制度の掛金が、1万6千円から1万2千円に引き下げられることになりました。この産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償と、脳性麻痺発症の原因分析、再発防止に役立つ制度のことです。

また、国の部会において産科医療補償制度の対象となる出産の場合は、出産育児一時金の支給総額について、掛金を加算した42万円を維持することが決定されたことにより、出産育児一時金の支給額を引き上げるものです。掛金引き下げ分の4千円は本人の給付引き上げに充てます。

2 主な改正の内容ですが、出産育児一時金の支給金額、加算額について改めるものです。出産育児一時金の総額は出産育児一時金に加算額を足したものです。当該制度の掛金と同額となるように加算額を設定しています。下に示してあります図が総額の内訳を示したものになります。左の現行に比べ、掛金が下がることにより中央の掛金の見直しでは、支給総額が42万円から41万6千円に下がり、マイナス4千円になります。このため右の改正案として、掛金の引き下げに伴い加算額は引き下げとしますが、被保険者の出産に対する経済的負担を軽減するために、加算後の総額が現行と同額の水準となるように、出産育児一時金の基本額を4千円引き上げるものです。なお、対象とならない出産とは、在胎週数22週以前の出産となります。説明は以上です。

議 長

ただ今事務局の方から説明がありましたが、何かご意見などはございませんか。

(質問等なし)

議 長

ご質問等無いようですので、(4)その他を終了します。以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力により、無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者

本日はありがとうございました。次回の運営協議会は、来年2月4日 金曜日の開催予定です。よろしく願いいたします。これをもちまして、閉会といたします。気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

(午後2時38分 閉会)